

認可保育園や認定こども園(2号・3号保育認定)の場合 (みかわ保育園やいのこ保育園、三川りっしょう子ども園など)

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日より認可保育園、認定こども園(保育認定)、小規模保育施設、家庭的保育施設に通う
3歳児クラス(年少)から**5歳児クラス(年長)**の子どもたち及び**0歳児クラス**から**2歳児クラス**までの
住民税非課税世帯の子どもたちの利用料が無償化となります。

※利用料とは、いわゆる保育料です。早朝・延長保育料、食材料費(給食費)、通園送迎費、行事費などは含まれません。

※無償化に伴う新たな手続きは必要ありません。

幼児教育・保育の無償化の主な例



保育園、認定こども園などを利用する子どもたち

- ★3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもたちの利用料が無償化となります。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日(年少クラス)から小学校入学前までの3年間です。
 - 早朝・延長保育料、食材料費(給食費)、通園送迎費、行事費などは、保護者の負担になります。
- ★0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちについては、住民税**非課税**世帯を対象として利用料が無償化となります。
- ★0歳児クラスから2歳児クラスの子どものうち、住民税**課税**世帯については、現行制度を継続した利用料(有償)となります。

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたち



三川町役場健康福祉課福祉介護支援係
TEL:0235-35-7030

- ★児童発達支援などを利用する3歳児クラス(年少)から5歳児クラス(年長)の子どもたちの利用料が無償化となります。
 - 無償化の期間は満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
 - 医療費や食費などについては有償になります。
 - 認可保育園、認定こども園などと児童発達支援などの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。
 - 児童発達支援等の無償化に伴う、新たな手続きは必要ありません。

